

平成17年11月14日(月曜日)

議事日程第1号

平成17年11月14日(月曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定 (1日間)
- 第3 議長報告 (例月出納検査結果)
- 第4 議案第143号 大仙市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第5 議案第144号 大仙市太田国民健康保険歯科診療所長の給与の特例及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第6 議案第145号 大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第7 議案第146号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第8 議案第147号 財産の取得について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第9 議案第148号 損害賠償の額を定めることについて
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第10 議案第149号 損害賠償の額を定めることについて
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第11 議案第150号 平成17年度大仙市一般会計補正予算(第5号)
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第12 議案第153号 工事請負契約の締結について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第13 議案第154号 工事請負契約の締結について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第14 議案第155号 工事請負契約の締結について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
-

出席議員(30人)

1番 門脇一男	2番 本間輝男	3番 大坂義徳
4番 佐々木洋一	5番 橋村誠	6番 佐藤芳雄
7番 藤田君雄	8番 鎌田正	9番 菊池幸悦
10番 千葉健	11番 藤井春雄	12番 橋本五郎
13番 高橋敏英	14番 佐藤隆盛	15番 竹原弘治
16番 渡邊秀俊	17番 斉藤博幸	18番 佐藤孝次
19番 小山誠治	20番 大山利吉	21番 武田隆
22番 佐藤文子	23番 児玉裕一	24番 高橋幸晴
25番 金谷道男	26番 石塚柏	27番 佐々木昌志
28番 北村稔	29番 杉沢千恵子	30番 大野忠夫

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

市長	栗林次美	教育長	笹元嘉辰
代表監査委員	田牧貞夫	総務部長	久米正雄
企画部長	佐々木正広	市民生活部長	高橋源一
健康福祉部長	根本正進	農林商工部長	金正行
建設部長	鎌田栄治	病院事務長	高橋大樹
水道局長	田口良邦	教育次長	相馬義雄
教育次長	毛利博信		

議会事務局職員出席者

局	長	田口誠一	副	参事	高橋薫
副	主幹	伊藤雅裕	副	主幹	加藤博勝
主	事	菅原直久			

午前10時00分 開 会

議長（橋本五郎君） おはようございます。

これより平成17年第4回大仙市議会臨時会を開会いたします。

市長から招集の挨拶があります。栗林市長。

市長（栗林次美君）【登壇】 皆さん、おはようございます。

本日、平成17年第4回大仙市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、今次臨時会でご審議をお願いいたします案件は、市議会事務局の職員数を減員したことに伴う大仙市職員定数条例の一部改正案、人事院勧告に伴う大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案など条例案4件、また、仙北地域で実施している払田柵跡土地買上事業の用地買収に関する案件1件と損害賠償の額を定めることに関する案件2件、（仮称）大曲南外学校給食センター新築にかかわる工事請負契約の締結に関する案件3件の単行案6件、平成17年度一般会計補正予算1件の合計11件であります。

各案件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、助役の選任に関する人事案件につきましては、今回の臨時会における付議事件として告示をし、議案については所要の調整を図るため後日送付扱いとさせていただいておりましたが、諸般の事情を総合的に勘案した結果、今回の上程を見送ることとし、12月の定例議会においてご同意が得られるよう引き続き努力を続けていくことといたしましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

午前10時03分 開 議

議長（橋本五郎君） これより本日の会議を開きます。

議長（橋本五郎君） 本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

議長（橋本五郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、4番佐々木洋一君、5番橋村誠君、6番佐藤芳雄君を指名いたします。

議長（橋本五郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） ご異議ないものと認めます。よって会期は、本日一日と決定いたしました。

議長（橋本五郎君） 日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

例月出納検査結果が市代表監査委員から提出されましたので、これを別紙お手元に配布のとおり報告いたします。

議長（橋本五郎君） 日程第4、議案第143号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米総務部長。

総務部長（久米正雄君）【登壇】 議案第143号、大仙市定数条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、合併による議員の在任特例期間が終了することに伴い、去る9月18日に執行された一般選挙により、当市の議会が30名の議員構成になったことから、議員定数や常任委員会の数を勘案し、議会事務局の職員定数をそれまでの10人から7人とするとともに、その減員となった職員を早期退職等によって欠員となっていた市長部局に配置したことから、職員定数を1,490人とする改正を行うものであります。

以上、議案第143号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第143号は、総務常任委員会に付託いたします。

議長（橋本五郎君） 日程第5、議案第144号から日程第7、議案第146号までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米総務部長。

総務部長（久米正雄君）【登壇】 議案第144号から議案第146号までの3件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本3件につきましては、人事院勧告に伴う国・県の給与改定を参考にして、議員、常勤特別職及び一般職の職員に関し、それぞれの給与に関する条例について所要の改正を行うものであります。

はじめに議案第146号の大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、給与改定額がマイナス1,233円、改定率はマイナス0.34%となっており、これにより当市における一般行政職の平均給与月額、平均年齢44歳7カ月で35万6,813円となるものであります。

具体的な改正内容についてであります。まず、改正条例第1条は、第1点目として医師の初任給調整手当の上限額を800円引き下げ26万8,500円とするものであり、第2点目として、配偶者に係る扶養手当の額を500円引き下げ月額1万3千円とするものであります。

第3点目としては、勤勉手当に関する改正であり、12月期の手当の支給割合を0.05カ月引き上げ、常勤の一般職員については0.75カ月とし、再任用職員については0.4カ月分とするものであります。

第4点目としては、議案記載のとおり本法の引き下げに伴う行政職及び医療職給料表の改正であり、改定額がマイナス1,087円、改定率はマイナス0.3%となるものであります。

次に、改正条例第2条であります。改正条例第1条の勤勉手当の改正にさらに改正を加えるものであり、常勤の一般職員の12月期の手当分に上乗せされた0.05カ月分を6月期と12月期に均等に割り振ることとする改正を行おうとするものであります。

なお、附則において、施行日を給料表の改正、扶養手当の改正など、改正条例第1条関係については平成17年12月1日。本年度引き上げられる勤勉手当の率を6月と

12月に均等に割り振る改正をした改正条例第2条関係については、平成18年4月1日とするとともに、官民格差を是正するため、平成17年度の年間給与を減額することとし、平成17年12月に支給する期末手当からの控除による所要の調整を行う旨を規定するほか、関連する条例について所要の措置を講ずる旨を規定しております。

次に、議案第144号の大仙市太田国民健康保険歯科診療所長の給与の特例及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、一般職である太田歯科診療所長に適用される給料表をほかの一般職と同様に0.3%引き下げる改正をしようとするものであり、平成17年12月1日から施行するものであります。

次に、議案第145号の大仙市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正につきましては、国の特別職の職員及び一般職の職員の給与改定を参考にして、議会の議員等に支給する期末手当の引き上げを内容とした改正をするものであり、今回の一般職の職員に関する改正において、議員や市長、助役等の常勤特別職に支給されていない勤勉手当に上乘せされた0.05カ月分について、12月期の期末手当に上乘せする改正を行うものであり、平成17年12月1日から施行するものであります。

具体的な改正の内容であります。第1条においては議会の議員、第2条においては市長及び助役、第3条においては教育長、第4条においては常勤監査委員、第5条においては介護老人保健施設幸寿園の管理者、第6条においては同じく八乙女荘の管理者、それぞれの期末手当に関する部分の改正を行うものであります。

また、附則において、これら議員や常勤特別職については、官民格差の調整を行わないことを定めております。

以上、議案第144号から議案第146号までの3件についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第144号から議案第146号までの3件は、総務常任委員会に付託いたします。

議長（橋本五郎君） 次に、日程第8、議案第147号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米総務部長。

総務部長（久米正雄君）【登壇】 議案第147号、財産の取得について、ご説明申し

上げます。

本案は、国指定史跡「払田柵跡」の遺跡保存のため、昭和54年度から平成34年度までの45年計画で進めている払田柵跡土地買上事業の用地として土地を買収するため、去る10月31日に仮契約を締結の上、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

買収する土地であります。所在地は仙北地域の払田字仲谷地地内10筆となっており、地目がいずれも田の合計9,934㎡を2,583万1千円で取得するものであります。

以上、議案第147号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第147号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

議長（橋本五郎君） 次に、日程第9、議案第148号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米総務部長。

総務部長（久米正雄君）【登壇】 議案第148号、損害賠償の額を定めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、職務中に発生した作業事故に関し、国家賠償法第1条第1項の規定による損害賠償を行うため、その賠償額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

事故の概要であります。去る8月4日午前11時頃、教育委員会神岡分室の職員が神岡体育館周りの草刈り作業を行っていたところ、作業車のロータリーモア右側から直径5センチほどの石が飛び出し、市道を挟んで隣接するかみおか嶽雄館前の駐車場に駐車していた乗用車のリアウィンドウにあたり、損害を与えたものであり、修理に要する経費として4万425円を賠償しようとするものであります。

以上、議案第148号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第 148 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

議長（橋本五郎君） 次に、日程第 10、議案第 149 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米総務部長。

総務部長（久米正雄君）【登壇】 議案第 149 号、損害賠償の額を定めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、西仙北地域で発生した街路灯倒壊事故に関し、国家賠償法第 2 条第 1 項の規定による損害賠償を行うため、その賠償額を定めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

事故の概要であります。去る 9 月 7 日午後 9 時 40 分頃、刈和野字上ノ台地内、市道刈和野東 1 号線に設置している街路灯が、根本部門の腐食と台風 14 号による強風と見られる原因により倒壊し、駐車していた乗用車に接触したため、ボンネット、フロントバンパー及び左ライトカバーに損傷を与えたものであり、修理に要する経費として 20 万 3,529 円を賠償しようとするものであります。

以上、議案第 149 号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第 149 号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

議長（橋本五郎君） 次に、日程第 11、議案第 150 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米総務部長。

総務部長（久米正雄君）【登壇】 議案第 150 号、平成 17 年度大仙市一般会計補正予算（第 5 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、作業事故及び街路灯倒壊事故による損害賠償金の補正並びに大曲庁舎に係る職員駐車場の整備費の補正をお願いするものであり、歳入歳出予算の総額に、

それぞれ 9 8 3 万 3 千円を追加し、補正後の予算総額を 4 7 3 億 6 , 2 6 7 万 2 千円とするものであります。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。

2 款総務費は 9 5 8 万 8 千円の補正であります。

大曲庁舎に係る職員駐車場の整備費として、魁支局隣接の駐車場につきまして、冬期間の除雪作業及び駐車スペースの確保のために、舗装工事及び側溝新設工事を実施するものであります。

8 款土木費は 2 0 万 4 千円の補正であります。

平成 1 7 年 9 月 7 日、大仙市刈和野字上ノ台地内にある街路灯が倒壊し、駐車中の乗用車に損傷を与えたため、損害賠償金の補正を行うものであります。

1 0 款教育費は 4 万 1 千円の補正であります。

平成 1 7 年 8 月 4 日、大仙市神岡体育館敷地内において草刈り作業中、作業車ロータリー一部から石が飛び出し、隣接するかみおか嶽雄館前駐車場に駐車中の乗用車に損傷を与えたため、損害賠償金の補正を行うものであります。

以上、一般会計の補正予算についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第 1 5 0 号は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設水道常任委員会に付託いたします。

議長（橋本五郎君） 次に、日程第 1 2、議案第 1 5 3 号から日程第 1 4、議案第 1 5 5 号までの 3 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。久米総務部長。

総務部長（久米正雄君）【登壇】 議案第 1 5 3 号から議案第 1 5 5 号までの工事請負契約締結にかかわる 3 件につきましては、それぞれ関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本 3 件につきましては、本年第 2 回市議会定例会で用地取得の議決をいただきました（仮称）大曲南外学校給食センターの新築に係る工事請負契約の締結について、議案記

載のとおり大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いしようとするものであり、去る11月10日に指名競争入札を執行し、落札されたものであります。

まず、議案第153号は、建築工事に関する契約であり、高吉・さとう・丸茂特定建設工事共同企業体が落札し、契約額4億6,536万円で仮契約を締結したものであります。

工事の概要であります。大仙市内小友字山根地内に鉄骨造り2階建て、延べ床面積2,171.32㎡の給食センター棟と、同じく鉄骨造り2階建て、延べ床面積288.8㎡の車庫棟並びに鉄筋コンクリート造り平屋建て、延べ床面積15.23㎡の廃水処理槽に係る建築工事を施工するものであります。

次に、議案第154号は、冷暖房換気設備工事に関する契約であり、富士開発機工・朝日水道工業所・東北商事特定建設工事共同企業体が落札し、契約額1億8,217万5千円で仮契約を締結したものであります。

工事の概要であります。給食センター棟の冷暖房設備、換気設備及び自動制御設備工事並びに車庫棟の換気設備工事をそれぞれ施工するものであります。

次に、議案第155号は、厨房設備工事に関する契約であり、タニコー株式会社仙台営業所が落札し、契約額3億4,818万円で仮契約を締結したものであります。

工事の概要であります。機器設備一式、大型洗浄、乾燥、消毒システムに係る工事を施工するものであり、工期はいずれの工事も契約締結の日の翌日から平成18年12月20日までとしております。

以上、議案第153号から議案第155号までの3件についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第153号から議案第155号までの3件は、教育民生常任委員会に付託いたします。

この際、各常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時26分 休 憩

午前 11 時 52 分 再 開

議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（橋本五郎君） 日程第 4、議案第 143 号から日程第 7、議案第 146 号までの 4 件を一括して再び議題といたします。

本 4 件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 7 番藤田君雄君。

総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 総務常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に審査いたしましたので、その経過及び結果について、順次ご報告を申し上げます。

はじめに議案第 143 号「大仙市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本件は議会事務局職員数を 10 人から 7 人にしたことに伴い、職員全体の定数を 1,493 人から 1,490 人にしようとするものであります。

当局説明を了とし、全委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に議案第 144 号「大仙市太田国民健康保険歯科診療所長の給与の特例及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、字句の改定と一般職の給与改定に伴い、同所長の給料表について同様に 0.3% を引き下げるものであります。月額 3,300 円の減額で、平成 17 年 12 月 1 日から施行するものであります。

これも当局説明を了とし、全委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に議案第 145 号「大仙市議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

人事院勧告に伴う国の改定を参考にして、市議会議員、市常勤特別職の期末手当について改定するものであり、関係条例は大仙市議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例、大仙市長及び助役の給与及び旅費に関する条例、大仙市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、大仙市監査委員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例、介護老人保健施設幸寿園管理者の給与及び勤務時間等に関する条例、及び介護老人保健施設八乙女荘管理者の給与及び勤務時間等に関する条例であります。

改定の内容につきましては、それぞれ 12 月期の期末手当の支給割合を現行の 1.7 カ月から 1.75 カ月とし、平成 17 年 12 月 1 日から施行するものであります。

協議において、議会議員の報酬について特別職報酬等審議会で適切な金額になるよう審議してほしいとの要望がありました。

その他類似市の議会議員報酬についての質問がありましたが、当局説明を了とし、全員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に議案第146号「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、人事院勧告に伴う国・県の改定を参考にして一般職員の給与を改正するものであり、平均改定額がマイナス1,233円、改定率はマイナス0.34%であります。

一般行政職の職員の平均給与月額、平均年齢44歳7カ月で35万6,813円となるものでございます。

改定の内容としましては、医師の初任給調整手当の上限額の引き下げ、職員の配偶者に係る扶養手当の減額、勤勉手当の改正では支給割合を0.05カ月増とするもので、行政職・医療職給料表の改正のほか、官民格差を是正するため平成17年度の年間の給与を減額することとし、12月支給の期末手当からの控除による所要の調整を行う旨を規定するほか、関連する条例について所要の措置を講ずるものであります。

給与の引き下げに伴う、市の歳出減額はどのくらいかという質問があり、当局より1人当たり平均2,200円、全体で約326万円との説明がありました。

その他、特別な質疑はなく、当局説明を了とし、全委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。議案第146号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論の通告がありますので発言を許します。2番佐藤文子君。

2番（佐藤文子君）【登壇】 私は、議案第146号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案に反対討論をいたします。

今回の給与改定案は、人事院勧告を受けたもので、小泉内閣の公務員の人件費総額の

削減に沿った改悪であります。

秋田県は全国最低賃金所得水準であり、給与の削減は、とりわけ子育て世代の生活を直撃し、地域経済に及ぼす影響も大きいのであります。

また、公務員の給与削減は、いずれ民間のさらなる賃下げへの圧力となります。

以上の3点の理由から、本条例案は容認できるものではありません。

以上で反対討論を終わります。

議長（橋本五郎君） 以上で通告による討論が終わりました。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） これにて討論を終結いたします。

ただいま議題となっております案件中、議案第143号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第144号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） ご異議ありませんので、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第145号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第146号を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

議長（橋本五郎君） 次に、日程第8、議案第147号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長1番門脇一男君。

教育民生常任委員長（門脇一男君）【登壇】 ご報告いたします。

休憩前の本会議において、当教育民生常任委員会に審査付託となりました議案第147号について、ご報告を申し上げます。

議案第147号「財産の取得について」につきましては、国指定史跡であります「払田柵跡」の遺跡保存のため、昭和54年度から平成35年度までの45年計画で進めている「払田柵跡土地買上げ事業」の用地として、土地を買収するものであり、去る10月31日に仮契約を締結しております。

土地の所在につきましては、「大仙市払田字仲谷地」地内の土地10筆となっており、地目はいずれも「田」であります。合計9,935㎡を2,583万1千円で取得するものであります。

なお、この金額は不動産鑑定評価額と同額であります。

質疑において、「払田柵跡の保存管理計画について」「買収価格の算定基準について」「買収する土地の所在のばらつきについて」等の質疑がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり同意すべきものと決した次第であります。

以上、報告申し上げます。

議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第147号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

議長(橋本五郎君) 次に日程第9、議案第148号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長1番門脇一男君。

教育民生常任委員長(門脇一男君)【登壇】 ご報告申し上げます。

議案第148号「損害賠償の額を定めることについて」につきましては、去る8月4日に発生しました作業事故に係る損害賠償を行うため、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、当該損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を得ようとするものであります。

事故の概要につきましては、8月4日午前11時頃、教育委員会神岡分室職員が「大仙市神岡体育館」回りの草刈り作業中、作業車ロータリーモアの右部分から直径5センチ程度の石が飛び出し、市道を挟んで隣接する「かみおか嶽雄館」駐車場に駐車中の乗用車のリアウィンドに当たり、損傷を与えたものであり、修理に要する経費として4万425円を賠償しようとするものであります。

格別なる質疑、討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、ご報告申し上げます。

議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより議案第148号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されま

した。

議長（橋本五郎君） 次に日程第10、議案第149号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。

建設水道常任委員長（千葉健君）【登壇】 当委員会に審査付託となりました事件につき、委員会を開催いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告申し上げます。

議案第149号「損害賠償の額を定めることについて」につきましては、西仙北地域で発生した街路灯倒壊事故に関し、国家賠償法第2条第1項の規定による損害賠償を行うため、その賠償額を定めるものであります。

事故の概要であります。去る9月7日午後9時40分頃、刈和野字上ノ台地内、市道刈和野東1号線に設置している街路灯が、根本部分の腐食と台風14号による強風と見られる原因により倒壊し、駐車していた乗用車に接触したため、ボンネット、フロントバンパー及び左ライトカバーに損傷を与えたものであり、修理に要する経費として20万3,529円を賠償しようとするものであります。

質疑において、街路灯の点検と更新について、損害を受けた車の駐車方法についての質疑もありましたが、いずれも当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第149号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

議長（橋本五郎君） 次に日程第 11、議案第 150 号を再び議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに総務常任委員長 7 番藤田君雄君。
総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 議案第 150 号「平成 17 年度大仙市一般会計補正予算（第 5 号）について」、当委員会の所管する事項につきまして審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出にそれぞれ 9 8 3 万 3 千円を補正し、歳入歳出総額をそれぞれ 4 7 3 億 6 , 2 6 7 万 2 千円とするものであります。

歳入につきましては、一般財源で普通交付税が 9 5 8 万 8 千円。

保険及び共済金からの歳入が 2 4 万 5 千円の補正であります。

次に、総務関係の歳出についてご報告を申し上げます。

庁舎管理費 9 5 8 万 8 千円の補正であります。これは冬期の除雪に備え、秋田魁新報社大曲支局横の職員駐車場の舗装及び側溝工事に係わる経費の補正であります。

格別なる質問もなく、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長 1 番門脇一男君。

教育民生常任委員長（門脇一男君）【登壇】 ご報告申し上げます。

議案第 150 号「平成 17 年度大仙市一般会計補正予算（第 5 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきましては、先の議案第 148 号においてご説明いたしました大仙市神岡体育館敷地内における草刈り作業中の車両破損につきまして、10 款教育費 6 項 2 目保健体育施設費に、修理に要する経費 4 万 1 千円を追加補正し、補正後の額を 1 億 8 , 9 7 5 万 1 千円とするものであります。

格別なる質疑、討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、ご報告申し上げます。

議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長 10 番千葉健君。

建設水道常任委員長（千葉健君）【登壇】 ご報告申し上げます。

議案第 150 号「平成 17 年度大仙市一般会計補正予算（第 5 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきましては、8 款土木費に 20 万 4 千円の補正で、補正後の額を 72 億 1,387 万 5 千円とするものであります。

内訳として、先ほど議案第 149 号の損害賠償の額を定めることについてでも説明しましたが、9 月 7 日に発生した街路灯の倒壊による車両破損への損害賠償金であります。

質疑等もなく、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決したものであります。

以上で報告を終わります。

議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第 150 号を原案について採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（橋本五郎君） 次に、日程第 12、議案第 153 号から日程第 14、議案第 155 号までの 3 件を一括して再び議題といたします。

本 3 件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 1 番門脇一男君。

教育民生常任委員長（門脇一男君）【登壇】 ご報告申し上げます。

議案第153号から議案第155号までの3件は、一括審議してございます。

議案第153号「工事請負契約の締結について」につきましては、平成19年4月1日に供用開始予定の「（仮称）大曲南外学校給食センター」の建設に伴う建築工事について、請負契約を締結しようとするものであります。

概要といたしましては、大仙市内小友字中沢地内に、給食センター建設につきましては鉄骨造り2階建て、延べ床面積が2,171.32㎡、車庫棟につきましては鉄骨造り2階建て、延べ床面積が288.80㎡、排水処理施設につきましては鉄筋コンクリート平屋建てで面積が15.23㎡の建築工事を施工するもので、去る11月10日に4特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行い、高吉・さとう・丸茂特定建設工事共同企業体が落札し、契約額4億6,536万円で仮契約を締結したものであります。

次に議案第154号「工事請負契約の締結について」につきましては、先の議案第153号同様、平成19年4月1日に供用開始予定の「（仮称）大曲南外学校給食センター」の建設に伴う冷暖房・換気設備工事について、請負契約を締結しようとするものであります。

概要といたしましては、給食センター棟については「冷暖房設備、換気設備及び自動制御設備」、車庫棟については「換気設備」、その他「蒸気発生設備、貯油槽設備、融雪設備」の工事を施工するもので、去る11月10日に3特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行い、「富士開発機工・朝日水道工業所・東北商事特定建設工事共同企業体」が落札し、契約額1億8,217万5千円で仮契約を締結したものであります。

次に、議案第155号「工事請負契約の締結について」につきましては、先の2議案と同様、平成19年4月1日に供用開始予定の「（仮称）大曲南外学校給食センター」の建設に伴う厨房設備工事について、請負契約を締結しようとするものであります。

概要といたしましては、食器・食管・コンテナ同時熱風消毒システム、冷蔵庫、冷凍庫、蒸気回転釜、食器洗浄機、根菜洗浄機等の組み立て配置・据え付け設置工事で、去る11月10日に5業者による指名競争入札を行い、タニコー株式会社仙台営業所が落札し、契約額3億4,818万円で仮契約を締結したものであります。

質疑において、「食育教育、地産地消等、「食」に対する考え方」「少子化に伴う他の給食センターとの統合について」「入札時の業者数について」「大仙市以外の業者の

入札に係る取り扱いについて」等の質疑がありましたが、いずれも当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本3案は原案どおり同意すべきものと決した次第であります。

以上、ご報告申し上げます。

議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第153号から議案第155号までの3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は同意であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本3件案は、同意することに決しました。

議長（橋本五郎君） 以上で、本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成17年第4回大仙市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

午後12時26分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員

